自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の18の規定に基づき、防衛医科大学校 卒業生の償還に関する訓令を次のように定める。

昭和55年8月1日

防衛庁長官 大 村 治

# 防衛医科大学校卒業生の償還金の償還に関する訓令

改正

昭和57年 9月28日庁訓第25号 昭和59年 3月24日庁訓第 昭和59年 6月30日庁訓第37号 平成 元年 3月 4日庁訓第 6号 平成 8年 2月29日庁訓第 9 号 平成19年 1月 5日庁訓第 1号 平成23年 4月 1日省訓第16号 平成30年 8月31日省訓第37号 令和 元年 5月31日省訓第 5号 令和 2年12月28日省訓第67号

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊法施行令(以下「令」という。)第120条の15から第1 20条の18までの規定に基づく防衛医科大学校卒業生(以下「卒業生」という。)の 償還金の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(償還金の金額等の通知)

第2条 防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長等」 という。)は、令第120条の16第1項に規定する償還義務者(以下「償還義務者」 という。)の償還すべき償還金の金額等について、令第120条の15第1項第1号に 規定する離職の日(以下「離職の日」という。)に別記様式第1号又は別記様式第1号 の2による償還金の金額等通知書により当該償還義務者に通知するものとする。ただし、 離職の日が当該償還義務者の卒業日(卒業生が当該教育訓練を修了した日をいう。以下 同じ。)の属する年の9月1日前であるときは、卒業日の属する年の9月1日に通知す るものとする。

(半年賦償還の承認)

- 第3条 償還義務者は、令第120条の16第2項に規定する事情があるときは、その旨 を離職の日以後速やかに、幕僚長等に申し出るものとする。
- 2 幕僚長等は、償還義務者から前項の申出があったときは、当該事情を確認の上、その 旨を直ちに防衛大臣に上申しなければならない。この場合において、幕僚長等は、前条 に規定する償還金の金額等通知書の写しを添付するものとする。
- 3 防衛大臣は、前項の上申に基づき償還できないやむを得ない事情があると認めたとき は、2年の範囲内の半年賦の均等償還ができる旨幕僚長等を経由して償還義務者に通知 するものとする。

(償還金償還計画書の提出)

第4条 令第120条の16第2項に規定する償還金償還計画書の様式は、別記様式第2 号のとおりとし、償還義務者が前項の規定により償還金償還計画書を防衛大臣に提出す るときは、幕僚長等を経由して行うものとする。

(保証人の変更手続)

第5条 償還義務者は、令第120条の16第2項の規定により立てた保証人を変更しよ うとするときは、別記様式第3号による保証人変更承認願を幕僚長等を経由して防衛大 臣に提出しなければならない。

(償還金償還免除の手続)

- 第6条 償還義務者は、令第120条の17の規定により償還金の償還の免除を受けようとするときは、別記様式第4号による償還金償還免除願に医師の診断書を添付の上幕僚長等を経由して防衛大臣に提出しなければならない。この場合において、幕僚長等は、意見書を添付するものとする。
- 2 防衛大臣は、令第120条の17に規定する心身障害の程度区分を認定する上で特に 必要と認めるときは、医師を指定して診断を受けるよう償還義務者に指示することがで きる。
- 3 防衛大臣は、令第120条の17の規定により償還金の償還を免除したときは、別記様式第5号による償還金償還免除通知書を幕僚長等を経由して当該償還義務者に交付するものとする。

(防衛大臣に対する報告)

第7条 幕僚長等は、別記様式第6号による償還義務者に関する報告書を年度ごとにとり まとめ、翌年度の4月30日までに防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

- 第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。
- 2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、これを防衛大臣に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月28日庁訓第25号) この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月24日庁訓第9号) この訓令は、昭和59年3月24日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(平成元年3月4日庁訓第6号)(抄)

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成8年2月29日庁訓第9号) この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正 した上で使用することができる。

附 則 (平成23年4月1日省訓第16号)(抄)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月30日省訓第37号) この訓令は、平成30年8月31日から施行する。

附 則(令和元年5月31日省訓第5号)

- 1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」 とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則(令和2年12月28日省訓第67号)

- この訓令は、令和2年12月28日から施行する。 (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### 別記様式第1号(第2条関係)

第 号年 月 日

(償還義務者氏名) 殿

幕僚長等

### 償還金の金額等通知書

貴殿の自衛隊法施行令第120条の15に規定する償還金額は、次のとおりです。

1 償 還 金 額

円

算 出 根 拠

(1) 自衛隊法施行令第120条の15第1項第1号イ

に定める金額

 $\boxplus \cdots \cdot \mathbb{A}$ 

(2) 勤続期間

(卒業日の属する月の翌月から離職の日の属する月までの月数)

(3) 自衛隊法施行令第120条の15第2項各号に

定める月数の合計月数

月 · · · · · ©

(4) 算定方式

#### 2 償 還 方 法 等

- (1) 上記の金額を自衛隊法施行令第120条の16第1項の規定により、 年 月日までに償還しなければなりません。ただし、同条第2項の規定により、病気その他上記の期限内に償還できないやむを得ない事情があると認められた場合は、保証人2人を立て、償還金償還計画書を 年 月 日までに提出して下さい。
- (2) 自衛隊法施行令第120条の17(心身障害の場合の償還免除)の規定により、 防衛庁告示第179号(57.10.2)に該当する者は、償還金償還免除願を 提出してください。

# 別記様式第1号の2 (第2条関係)

第 号年 月 日

(償還義務者氏名) 殿

幕僚長等

#### 償還金の金額等通知書

貴殿の自衛隊法施行令第120条の15に規定する償還金額は、次のとおりです。

1 償 還 金 額

円

算出根拠

(1) 自衛隊法施行令第120条の15第1項第1号ロ又はハ

に定める金額

 $\boxminus \cdots \cdot \textcircled{A}$ 

(2) 勤続期間

(卒業日の属する月の翌月から離職の日の属する月までの月数)

(3) 自衛隊法施行令第120条の15第2項各号に

定める月数の合計月数

月 · · · · · ©

(4) 算定方式

## 2 償 還 方 法 等

- (1) 上記の金額を自衛隊法施行令第120条の16第1項の規定により、 年 月日までに償還しなければなりません。ただし、同条第2項の規定により、病気その他上記の期限内に償還できないやむを得ない事情があると認められた場合は、保証人2人を立て、償還金償還計画書を 年 月 日までに提出して下さい。
- (2) 自衛隊法施行令第120条の17(心身障害の場合の償還免除)の規定により、 防衛庁告示第179号(57.10.2)に該当する者は、償還金償還免除願を 提出してください。

防衛大臣殿 (幕僚長等経由)

(償還義務者氏名)

# 償還金償還計画書

自衛隊法施行令第120条の16第2項の規定により、次のとおり提出します。

			氏		名								卒 業年月日	4	年	月	日
償還	景義務者	¥	生年本	三 月	籍		年	月	 都	1 (満 道	i  府	歳)	離 職年月日	2	年	月	日
				住	所				н	~	/13	///	電話番	L			
			離職征	後の	勤務												
行条項る償い	新令21 	のしけこぼ	<u> </u>	<u> 上</u>	<b>於一人</b>								電話番	<del>J</del>			
償	還 金 匒	頁										円					
					ť	賞 		還	Ī	計		画					
償還	還回数	作左	賞 還 F月日	償	還金額			計	償退	置回数	数	償 還 年月日	賞賞		台	i	計
	1				F	3		円		3				円			円
	2									4							
[3   	方 衛 ラ 上記の者	大 旨の	臣 殿	色の	償還に	上関す	る	一切(	保訂	务を付 正人日 正人日	毛名	します	0				
保	氏 名	3						年月日	明大昭平 治正和成和	年	月	目()	満 歳)	続っは本の一	く	又と係	
証人	現住原	沂	電話	番号	<del>1</del> ,			収	<i>フ</i> 年額)		<del>才</del> 土	地	動 産 建	物	公 <sup>元</sup> (年		〉課 額)
	本 第	音			都追	前府県			万	円		万円	万	門			万円
保	氏 名	Ż						年  月	明大昭平 治正和成和	年	月	日()		続すは本の一	く	と	
証	現住原	斤	and ext	亚口	<b>3</b> .			収 (4	<i>フ</i> 年額)	\	<u></u> 土	· 地	<u>動 産</u>   建	<u></u>	公疗		\課 額)
人	本 第	<b></b>	電話	番号		1 府県			万	円		万円		門	\ I		万円
->->-		 '₽:	コール		口分配三十	пп	<i>2</i> 3	T-1	トファ	- 1.			1				

- 注 1. 保証人は、印鑑証明書を添付すること。 2. 保証人は、前年度の収入額証明書又は納税額証明書を添付すること。 3. 償還義務者又は保証人は、住所その他身上に関する重要な事項に異動があった場合は、書面で通知すること。 4. 償還義務者は、本計画書を離職の日から2週間以内に提出しない場合には、国の債権の管理等に関する法律第16条の規定により、期限の利益を失うことになります。

年 月 日

防衛大臣 殿 (幕僚長等経由)

(償還義務者氏名)

### 保証人変更承認願

私の償還金の償還に係る保証人を、次のとおり変更したいので、承認願います。

年 月 日

防衛大臣殿

(新保証人氏名) ⑪

(旧保証人氏名)に代わつて保証人となり、上記の者の償還金の償還に関する 一切の債務を保証します。

新保	氏 名		生年月日	明大昭平 令	年 月	日	(満	歳)	続 又 本人と 関	柄はの係		
証	現住所	電話番号	収	入 年額)	不 <u>土</u>	地	建	産 物	公(	租 年	公額	課)
			(-	十切/	1	20	Æ	190	,		н/.	,
人	本 籍	都道府県		万円	万円		万円					万円
変更しようとする理由												

- 注 1. 保証人は、印鑑証明書を添付すること。
  - 2. 保証人は、前年度の収入額証明書又は納税額証明書を添付すること。
  - 3. 償還義務者又は保証人は、住所その他身上に関する重要な事項に異動があった場合は、書面で通知すること。

年 月 日

防衛大臣 殿 (幕僚長等経由)

(償還義務者氏名)

## 償還金償還免除願

自衛隊法施行令第120条の17の規定により、次のとおり、償還金の償還を免除されたく承認願います。

償 還 金 額	円
償還済の金額	円
心身障害の状態となつた日 以後に償還しなければなら ない期日の到来する償還す べき金額	円
免除を受けようとする額	全額・4分の3に相当する額
心身障害の程度 (具体的に)	

- 注 1. 償還義務者は、医師の診断書を添付すること。
  - 2. 償還義務者は、免除を受けようとする額欄の該当する事項を○で囲む。

# 別記様式第5号(第6条関係)

年 月 日

(償還義務者氏名) 殿

防 衛 大 臣

## 償還金償還免除通知書

貴殿の償還金償還免除については、自衛隊法施行令第120条の17の規定に基づき、次のとおり免除します。

1 免除した金額

円(全額・4分の3に相当する額)

2 免除後の償還すべき金額

円

年 月 日

防衛大臣 殿

幕僚長等

# 年度 償還義務者に関する報告書

							償	還 金	額		
償 遺	卒	業	離	職	離	職	自衛隊法施	自衛隊	法施行令第		
義務者	-						行令第120	120条(	の16第2項	備	考
氏 名	年月	日	年月	日	の理由		条の16第1	による償還金額			
							項による償	償還金	納入日又は		
							還金額	額内訳	納入予定日		
h		لىب	سسا			~~~	<u></u>		L	سسا	لىمىم
合 言						彳	<u></u>				

- 注 1. 償還義務者が死亡した場合は、備考欄に死亡年月日、償還済の金額を記入すること。
  - 2. 償還義務者が心身障害により償還金を免除された場合は、備考欄に免除年月日、免除の金額を記入すること。